

議第164号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

平成24年 2月24日提出

京都市長 門 川 大 作

相手方	
事件の種類	地域改善対策就学奨励金の返還及び延滞利子の支払の請求
事件の内容	<p>相手方は、地域改善対策就学奨励金（以下「就学奨励金」という。）の借受者であるが、平成19年度から平成22年度までの各年度に返還の始期を迎える就学奨励金について、それぞれ1年以内に返還すべきであるにもかかわらず、これらを滞納している。</p> <p>また、相手方は、相手方の連帯保証人である。</p> <p>このため、本市は、相手方らに対し、これらの就学奨励金（計1,296,000円）の返還を請求したが、相手方らは、これに応じようとしなない。</p> <p>そこで、相手方らに対し、就学奨励金の返還及び延滞利子の支払を求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行おうとするものである。</p> <p>なお、今後返還の期限を迎える就学奨励金について、本件の訴えの係属中に新たに滞納が生じたときは、本件の訴えに当該就学奨励金の返還の請求を追加することとする。</p> <p>また、裁判上の和解は、相手方らが本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこととする。</p>

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。